

7. 会議の概要

- 事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから2月定例農業委員会を開催させていただきます。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 (あいさつ)
- 事務局長(池田) ありがとうございます。
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。
まず、事務局より2月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局長(池田) (経過報告 説明)
- 議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。
なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、3番 牧野 元恵 委員、4番 酒井 清泰 委員の両名をお願いします。
- 議長(会長) これより議事に入ります。
日程第1 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見送付についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 牧野委員 現地確認しました所、さら地状態で隣接地には農地もあり、家を建てて鹿谷の人口を増やして頂きたいと思えます。
- 議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 委員 その人は農業をされるのですか？
- 牧野委員 志田は営農組合があるので、個人的にはしないと思えます。畑でもして頂ければいい

かなと思います。

議長（会長） これより、議案第56号について採決いたします。
議案第56号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請意見送付については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。続きまして、日程第2 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

北山委員 長山交差点下で、農地はないので問題ないと思います。

酒井委員 49番～52番鉄塔の件、50番、51番鉄塔建て替えの件で問題ありません。

議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

（な し）

議長（会長） これより、議案第57号について採決いたします。
議案第57号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

議長（会長） 無いようですので、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。続きまして、日程第3 議案第58号 現況証明願いについてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。

牧野委員 事務局の説明のとおり、全部農地になっているので問題ないと思います。

議長（会長） 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。

（な し）

議長（会長） これより、議案第58号について採決いたします。
議案第58号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なし）

- 議長（会長） 無いようですので、議案第58号 現況証明願いについては原案どおり承認することに決しました。
続きまして、日程第4 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。
- 事務局(中川) (説 明)
- 議長（会長） これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 牧野委員 ●●さんと●●さんの合意解約の手続きが済み、現状耕作者が買い取る事で完了致しました。
- 議長（会長） 以上のおり説明はお聞きのとおりです。
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(な し)
- 議長（会長） これより、議案第59号について採決いたします。
議案第59号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、日程第5 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構）と日程第6 議案第61号 農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取については 関連がありますので一括して議題といたします。事務局より説明願います。
- 事務局(中川) (説 明)
- 議長（会長） それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(な し)
- 議長（会長） これより、議案第60号について採決いたします。
議案第60号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、議案第61号について採決いたします。
議案第61号は、「適当である」という意見を付すことに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（会長） 無いようですので、議案第61号 農用地利用配分計画（案）については、「適当である」という意見といたします。
続きまして、日程第7 議案第62号 農作業標準料金についてを議案とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局(黒瀬) (説 明)

議長 (会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

北山委員 消費税を表示してあるから、分かりにくい。10月以降10%になったら耕作者は表示しないと貰いにくい。31年度は来年3月までになるのか？

事務局長(池田) 31年度については、税抜きでお願いしたいと思います。農作業料金(参考価格)については、3段書き表示で、消費税が変更になった場合、新書類を作成することと致します。

議長 (会長) これより、議案第62号について採決いたします。
議案第62号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長 (会長) 無いようですので、議案第62号 農作業標準料金については、一部変更して承認することに決しました。

議長 (会長) 続きます、日程第8 議案第63号 勝山市農業公社特定貸付けについてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(黒瀬) (説 明)

議長 (会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(な し)

議長 (会長) これより、議案第63号について採決いたします。
議案第63号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)

議長 (会長) 無いようですので、議案第63号 勝山市農業公社特定貸付けについては、原案のとおり承認することに決しました。
続きます、日程第9 議案第64号 空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中川) (説 明)

議長 (会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？

笠松委員 0.01a以上(下限面積)と表記しなくてよいか。

牧野委員 3年ではなく5年は厳しいのではないかと。

- 北山委員 期限はあまり関係ないのではないか。
- 事務局長(池田) 空家対策は、Iターン、Uターン促進事業ですから勝山に住む人が増えて農業にも関心を持って頂ければ、しぼりは関係ないと思っています。
- 議長(会長) これより、議案第64号について採決いたします。
議案第64号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第64号 空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の制定については、原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、日程第10 議案第65号 農地等の利用の最適化に関する指針(案)についてを議案とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局黒瀬 (説明)
- 議長(会長) それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
(なし)
- 議長(会長) これより、議案第65号について採決いたします。
議案第65号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第65号 農地等の利用の最適化に関する指針(案)については、原案のとおり承認することに決しました。
次に報告事項に入ります。(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) このことについて、何かありませんか。
次に(2) 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) このことについて、何かありませんか。
次に(3) 農地の転用事実の照会に対する回答について事務局より報告をお願いします。
- 事務局(中川) (説明)
- 議長(会長) このことについて、何かありませんか。

事務局(黒瀬) それでは次回の定例農業委員会の開催については、事務局より説明願います。
次回の農業委員会は、3月25日(月)午後1時30分から市役所3階第2・3会議室で行います。

議長(会長) 2月定例農業委員会の議事などがすべて終了いたしましたので、閉会の言葉を職務代理者が申し上げます。

中村職務代理 慎重審議ありがとうございました。

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

3番 牧野 元恵

4番 酒井 清泰